

フロン排出抑制法 全国説明会について

平成 27 年 9 月 1 日（火）

オゾン層保護等推進室

1. 概要

平成 27 年 4 月 1 日からフロン排出抑制法が施行されており、以下のような新たな規制が導入されている。

- ①フロン類（ガス）製造事業者に対して、フロン類製造削減計画の策定を求める。
- ②フロン類使用製品（エアコン、冷凍冷蔵機器等）の製造業者等に対して、使用するフロン類の転換を求める。
- ③フロン類使用製品を設置する事業者等に対して、簡易点検（全ての事業者及び事業所が対象）、定期点検（一定規模以上の設備を有する者に限る）、フロン類漏えい量の国への報告（一定規模以上の漏えいがあった者に限る）を求める。報告を行った事業者又は事業所名は公表する。
- ④フロン類を充填、回収、再生、破壊する事業者に対して、各工程における処理の内容を証明書に記載させ、行程管理を行う。

2. 説明会について

業務用冷凍空調機器を有する全ての事業者及び事業所は、上記 1. ③の義務を負うため、オゾン室の委託調査費を活用し、平成 27 年 10 月 1 日より、全国にて説明会を開催する。

<申し込みサイト>

- ・（一財）日本冷媒・環境保全機構（JRECO）：

<http://www.jreco.or.jp/>

※トップページに説明会用のボタンが二種類用意されておりますので、こちらから参加応募ページにアクセスが可能です。

3. 個別説明について

いくつかの業界団体からは、個別に業界向け説明会の依頼を受けており、必要に応じ、個別説明会を実施予定。

(参考1) 簡易点検、定期点検について

<簡易点検>

➤ エアコンディショナー（業務用）

- 製品からの異音、製品外観（配管含む）の損傷、腐食、錆、油にじみ、熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの兆候の有無を確認。
- 原則、季節毎に運転負荷に変動が生じるため、四半期に一度以上の頻度で実施。

➤ 冷蔵機器及び冷凍機器（業務用）

- 冷蔵機器及び冷凍機器の庫内温度
- 製品からの異音、製品外観（配管含む）の損傷、腐食、錆、油にじみ、熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの兆候の有無を確認。
- 原則、季節毎に運転負荷に変動が生じるため、四半期に一度以上の頻度で実施。

事業者が自ら実施する事項

<定期点検>

➤ エアコンディショナー（業務用）、冷蔵機器及び冷凍機器（業務用）共通

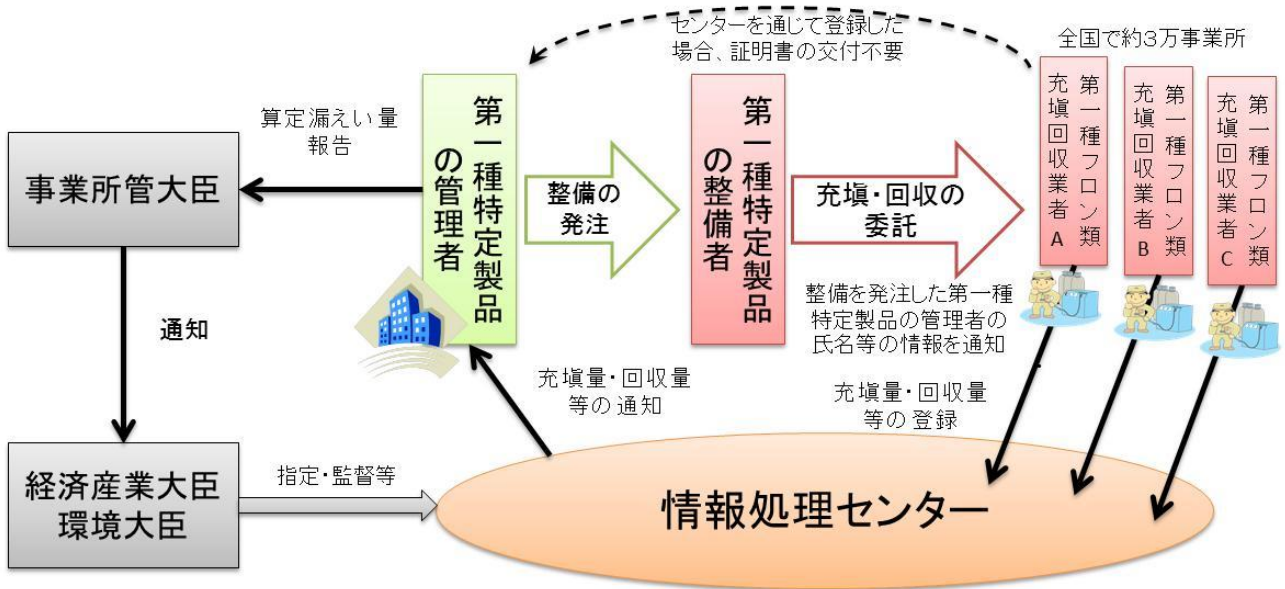
- 漏えい箇所が概ね特定できる場合は、ガス検知装置等を用いて点検。
- その他の場合は、計測器等を用いた点検にて確認。
- エアコンディショナーについては、定格出力が50kW以上の機器は1年に1回以上、7.5kW以上50kW未満の機器については、3年に1回以上、定期点検を実施。
- 冷蔵機器及び冷凍機器については、定格出力が7.5kW以上の機器は1年に1回以上、定期点検を実施。

(参考2) 算定漏えい量報告について

管理者（業務用冷凍空調機器を有する全ての事業者及び事業所）は、保有する業務用の冷凍空調機器からのフロン類の算定漏えい量について、事業者単位又は事業所単位で1000-CO₂トン以上の場合、国（事業所管省庁、CO₂排出量の報告先と基本的には同一。）に報告することを求めることとしており、報告を行った事業者又は事業所名は公表される。

本算定漏えい量は、「算定漏えい量＝充填された冷媒量－整備時回収された冷媒量」により計算されることとなる。ここで、充填された冷媒量や整備時回収された冷媒量の把握のため、改正フロン法において、充填回収業者に対して、整備時の充填・回収行為の都度、充填・回収証明書を発行することを求めることとしている。これらの証明書をを用いて、管理者が直接、算定漏えい量を計算することも可能であるが、改正フロン法で

は、別途、『情報処理センター』を国が指定できることとしており、当該センターに充填量、回収量等を登録することで、登録された数値が管理者に通知される仕組みの構築が可能となっている。今後、下位規定の整備に伴い、『情報処理センター』の指定がなされれば、当該センターを活用することで、管理者の事務的な負担が軽減されることが期待される



以上